

⑥企業・職場での差別事件

企業・職場での差別事件については、各事件で真相究明の取り組みが進められているが、差別者自身の責任はもちろん、職場研修や市民啓発の不十分さが共通の課題として浮かび上がってきている。またここでも、法務省（局）へ逃げ込んで問題解決をより困難にしている例がみられる。

二〇〇二年一〇月、部落解放同盟支部などに宛て「N社は大阪部落民を差別する会に加盟しています」などと書き、大阪府内の部落の地名を貼り付けた差別メールを発端とする大阪のコンピュータシステム関連会社N社の元社員Sによる差別ホームページ、差別メール事件については、犯人Sが「会社を困らせることのみを目的として、部落差別の被害者のことを考えずに事件を起こしてしまった」と証言、兵庫県で生まれ育つも「学生時代には一切部落問題を知らなかった」と述べている。また、会社側は当初大阪府連に報告して相談、解決に向けた姿勢を見せていたが、犯人が自社の社員であることが判明したと報告したのは逮捕から一〇カ月も経過した後のことであり、事件の差別性、重大性を認識しているとは思えない対応が批判されている。

昨年度版で紹介した香川県でのタクシー運転手による差別発言事件では、T運転手が二度高松法務局へ相談に行き、法務局の助言で確認会・糾弾会への出席を拒否している。ただし、運転手が勤めるタクシー会社や高松タクシー協会は再発防止の取り組みを進めている。

滋賀県では、宅建業者が町役場に電話で「同和地区かどうか教えてほしい。同和地区の範囲に入るのか入らないのかを説明しないとだめなので」という問い合わせを行っている。同県では、一九九二年にも差別問い合わせ事件が発生しており、あらためて業界の研修のあり方や行政指導について検討している。問い合わせを行ったH社長は確認会に三頁に及ぶ人権問題返答書を用意、中には「①この地域で生活することになったら地域の内部で被差別者になり基本的人権が守られない、②滋賀県の人権施策基本方針にある相談支援体制の充実実践にとりくんでいる役所の窓口には聞けば公平な立場でいろいろと相談にのり支援してくれると思った、③ところが町の担当部門は、被差別者となることを懸念する相談で逆に差別者とされてしまう恐ろしい罫である」と居直りの内容が書かれていた。また、「同和」地区にだけ税金を免除するなどの政策を廃止して、逆に「一般」地域に出て行く人に奨励金を支給するなどの政策こそ部落解放の効果を高める、などと主張している。

長野県では、ホテルで、従業員のA・B・Cと浅科村支部員のHさん（四人とも女性）が昼食休憩の会話の際に、Aが「失礼だけど、Hさんって部落なの」と質問。さらにAは「浅科村に知り合いがいるのよ。部落って言葉を言うときは、気をつけた方がいいと言われたの。こっちの方では部落っていう言葉は、『同和』地区って意味があるんだってね。ああいう人たちは橋のそばや下に住んでいるのよ。M（地区名）ってあるでしょ。あそこも部落なのよ。あとYって名字もそうだよ。私も実家（群馬県）がYで、こっちに来たら、軽井沢のYは部落なのよね。だから、うちの息子が結婚のときに、お嫁さんの親に身元調査されたのよ」と発言。Bも「昔からそういうもんでしょ」と発言し、Aはさらに「本人同士は気にしなく

ても、まわりがいろいろ言うわよね」。Bも「私も軽井沢にお嫁に来て、『もしかしたらうちって部落なの』って夫に聞いたら怒られちゃった(笑)」と発言。Cは「ああいう人たちって、小さいときはわからないけど、だんだん分かってくるのよね」と発言。Hさんは四月になって浅科村支部に相談、事件が明らかになった。事実確認会で長野県連は、差別を受けた当事者から社内で日常的に部落問題をはじめ人権侵害の会話が行われているとの実態報告を受けたことから、町・ホテル双方に対して人権問題の取り組みを、町に対して意識調査の実施を求めている。

埼玉県では、日立アロイ á 鯉7休憩室で市町村合併が話題となった際、Bさんが「加須市と騎西町の合併の話がでているが、合併できるだろうか」と聞いたところ、Aが「同和がいるので、騎西と加須は合併できない」と発言。またAは「会社の裏も、同和がいっぱいだ」と吐き捨てるように発言して休憩室を立ち去った。この発言に憤慨したBさんは、会社の総務にこの事実を報告し、社員が同和問題を正しく理解するために教育を行ってほしいと要請した。会社はAをよんで指導したが、Aはすぐには謝罪せず、数日後、作業中にBさんに出会った際、運転中のフォークリフトの上から「悪かった」「あんたを差別したわけではない」と不遜な態度で謝罪するにとどまった。また、その後、Bさんを睨みつけるような態度をとることがあったため、BさんはAの定年退職を待って埼玉県連に訴えている。A(秋田県出身)は「加須市に引っ越してくるまでは同和問題は知らなかった。二〇年前に参加した自治会の慰労会で作業に来なかった人のことが話題になり、その時にはじめて同和地区の存在を知った」「二〇年間一度も研修にでたことがなかった」、同和地区に対して悪い感情を持つようになったのは「ある政党のビラを見てそう思うようになった」と述べた。

埼玉県連は、ある政党(=共産党)のビラに書かれていた「同和行政に対する市民の批判であって、差別発言とはいえない」との批判に対して以下のような見解を示している。○1 Aの発言の真意は「合併によって同和の連中と一緒になりたくない」にある。○2「市の負担が増えるから合併反対」という発言は差別発言後一カ月以上たってからの発言であり、行政の指導を受けながら自分の発言を正当化するための付け加えである。事実調査会での「なぜ合併できないと思ったのか」という質問に対して返答に窮して毎回違った弁解を繰り返していた。○3 部落問題に対する偏見をつくったのは、ほかならぬ共産党の差別キャンペーンである。

埼玉県のクリニックでは患者の一人が、診察を終えて先に帰った男性患者に対して四本指を出すしぐさを行い、看護師の一人が先輩のK看護師にその意味を尋ねたところ、「この辺の人はM地区の人に対して四本指を出して合図するんだよ」と教え、「四つ足の動物以下という意味だそうよ」と説明した事件が発覚した。糾弾会のなかでKは「一八年前から行田市に住んでいるがこれまで一度も研修を受けたこともなく、医療機関でも一度も研修を受けたことがない」と話しており、行田市の市民啓発や医師会など関係機関における課題も提起されている。